

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃の熊本県熊本地方の地震に伴う
大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃の熊本県熊本地方の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県の市町村については、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃の熊本県熊本地方の地震により、熊本県で最大震度 6 強を観測し、大分県や福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県でも震度 5 強以上を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県のうち震度 5 強以上を観測した市町村については、当分の間、各気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

【熊本県】

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町村

南阿蘇村、産山村、八代市、菊池市、宇土市、大津町、嘉島町、合志市、阿蘇市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、和水町、上天草市、天草市

（参考：平成 28 年 4 月 15 日より既に通常基準の 7 割の暫定基準で運用している市町村）

益城町、宇城市、玉名市、西原村、熊本市、氷川町

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

南小国町、小国町、高森町、山鹿市、甲佐町、芦北町、玉東町、長州町

【大分県】

通常基準の7割の暫定基準を設ける市町村

別府市、由布市

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

豊後大野市、日田市、竹田市、九重町

(参考：平成27年7月13日より既に通常基準の8割の暫定基準で運用している市町村)

佐伯市

【福岡県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

久留米市、柳川市、大川市、みやま市

【佐賀県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

佐賀市、神埼市、上峰町

【長崎県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

南島原市

【宮崎県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

高千穂町、美郷町、椎葉村

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

< 本件に関する問い合わせ先 >

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341 (内線 3125)